決裁伺書

標題	地縁団体の認可について	決裁日	平成　年　月　日
		処理期限	平成　年　月　日
		起案日	平成17年8月3日
		施行日	平成　年　月　日
宛先	北方町蔵田地区会　会長　山本豊	文書分類	大01　中03　小05
		公印使用	・要　・不要
発信者	町長	決裁区分	・町長・助役・収入役・課長
決裁回議合議	決裁：[illegible]　助役：[illegible]　収入役：[illegible]　総務課長：[illegible]　財政主幹課合議	取扱区分	・例規・親展・書留・FAX・配達証明・電子メール
		保存期間	・永年　・10年　・5年　・3年　・1年
	関係課合議：　課長室長：御田　補佐主幹：[illegible]　係長：[illegible]　係：	廃棄年月	平成　年　月
		起案者	職： 氏名：中裴克[illegible]
指示事項		公開区分	・公開 ・部分公開 ・非公開

このことについて別添のとおり認可申請書の提出があったが、地方自治法第260条の2第2項～第4項の認可要件を備えているので、同条第5項の規定により地縁団体として認可してよいか伺います。

また、同条第10項の規定により告示してよいか伺います。

公文及び告示文：別紙のとおり

写

０１０３０５－５１５
平成１７年８月４日

北方町蔵田地区会
会長　　山　本　　豊　　殿

北方町長
黒　田　一　芳

地縁団体の認可について

申請のありました地縁団体について、地方自治法２６０条の２第５項の規定により認可し、その旨を告示します。

新

北方町告示第６５号

下記のとおり地縁団体として認可したのでここに告示する。

記

１	名称	北方町蔵田地区会
２	規約に定める目的	①住みよい地域づくりと環境の整備 ②会員の福祉の増進と生活文化の向上のための事業 ③会員相互の親睦を図るための事業 ④回覧板の回付等会員相互の連絡 ⑤地区会保有財産の維持管理 ⑥関係機関との連携及び情報の交換 ⑦その他、目的達成のために必要な事業
３	区域	町行政上の東臼杵郡北方町蔵田区蔵田
４	事務所	東臼杵郡北方町辰７１１番地３
５	代表者の住所及び氏名	東臼杵郡北方町辰６４６番地 会長　山　本　　豊
６	認可年月日	平成１７年８月４日

平成１７年８月４日

北方町長　黒　田　一　芳

町長	助役	収入役	総務課長	総務課長補佐	課長	参事	課長補佐	係長	係

受付
第449号
17.7.1
東臼杵郡
北方町役場

平成１７年　７月１４日

北方町長　黒　田　一　芳　殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名　称　北方町蔵田地区会
所在地　北方町辰７１１番地３

代表者の氏名及び住所
氏　名　会長　山　本　　豊
住　所　北方町辰６４６番地

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）
1　規約
2　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3　構成員名簿
4　保有資産目録又は保有予定資産目録
5　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
6　申請者が代表者であることを証する書類

四年	四年	四人家	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年
[illegible]									

蔵　田　地　区　会　規　約

第１章　総　則

（目　的）
第１条　本会は、会員相互の親睦と、健康で明るい地域づくり並びに会員の福祉の向上を図ることを目的とする。

（名　称）
第２条　本会は、蔵田地区会と称する。

（事　業）
第３条　本会は、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。
１、住よい地域づくりと環境の整備
２、会員の福祉の増進と生活文化の向上のための事業
３、会員相互の親睦を図るための事業
４．回覧板の回付等会員相互の連絡
５、地区会保有財産の維持管理
６．関係機関との連携及び情報の交換
７、その他、目的達成のために必要な事業

（区　域）
第４条　本会の区域は、町行政上の東臼杵郡北方町蔵田区蔵田を区域とする。

（事務所）
第５条　本会は、事務所を東臼杵郡北方町辰７１１番地３に置く。

第２章　会　員

（会　員）
第６条　本会の会員は、第４条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会　費）
第７条　会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入　会）
第８条　第４条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。
２．本会は、前項の入会の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まない。

（脱会等）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、脱会したものとみなす。
１、第４条の区域内に住所を有しなくなった場合

２、本人から脱会届が会長に提出された場合
２．会員が死亡し、又は失跡宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役　員

（役員の種別）
第１０条　本会に次の役員を置く。
１、会　　長　　１名
２、会長代理　　１名
３、書記会計　　１名
４、班　　長　　４名
５、監　　事　　２名

（役員の選任）
第１１条　役員は総会において、会員の中から選任する。
２．監事は、前条の第１号から第４号までの役員を兼ねることができない。

（役員の職種）
第１２条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２．会長代理は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３．書記会計は、議事の記録並びに会の会計業務を行う。
４．班長は、会長の命を受け、第３条の事業の実施に当る。
５．監事は次に掲げる業務を行う。
１、本会の会計並びに資産の状況を監査すること。
２、会長、会長代理、及び書記会計の業務執行の状況を監査すること。
３、会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
４、前項の報告のため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）
第１３条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
２．補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３．役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

第４章　総　会

（総会の種別）
第１４条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

（総会の構成）
第１５条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）
第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

（総会の開催）
第１７条　通常総会は、毎年決算終了後１ヶ月以内に開催する。
２．臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
１、会長が必要と認めたとき。
２、全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
３、第１２条第５項第４号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）
第１８条　総会は、会長が招集する。
２．会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から７日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３．総会を招集するときは、会議の目的たる自事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開催日の２日前までに、全会員に確実に周知される方法により通知しなければならない。

（総会の議長）
第１９条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２０条　総会は、会員の３分の２以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）
第２１条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会員の議決権）
第２２条　会員は、総会において各々１個の表決権を有する。

（総会の書面表決権）
第２３条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２．前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議会の議事録）
第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
１、日時及び場所

２、構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者含む）
３、開催目的、審議事項及び議決事項
４、議事の経過の概要及びその結果
５、議事録署名者の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者２人以上が署名押印しなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）
第２５条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）
第２６条　役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を決議する。
１、総会に付議すべき事項
２、総会において議決した事項の執行に関する事項
３、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の開催）
第２７条　役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の３分の２以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

（役員会の招集）
第２８条　役員会は、会長が招集する。
２．役員会を招集する場合は、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開催日の２日前までに、全役員に確実に周知される方法により通知しなければならない。

（役員会の議長）
第２９条　役員会の議長は、会長がこれに当る。

（役員会の定足数）
第３０条　役員会には、第２０条、第２１条、第２３条、第２４条の規定を準用するものとする。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第３１条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
１、別に定める財産目録記載の資産
２、会費
３、事業に伴う収入
４、資産から生ずる収入

５、その他の収入

（資産の管理）
第３２条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）
第３３条　本会の資産で第３１条の第１号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又担保に供する場合には、総会において３分の２以上の議決を要する。

（経費の支弁）
第３４条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第３５条　本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２．前項の規定にかかわらず、年度開始前に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基礎として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）
第３６条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後１ヶ月以内に、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）
第３７条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第３８条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の決議を得、かつ北方町長の許可を受けなければ変更することができない。

（解　散）
第３９条　本会は、地方自治法第２６０条の２第１５項において準用する民法第６８条第１項第３号若しくは第４号又は第２項の規定により解散する。
２．総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）
第４０条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑　則

（備付け帳簿及び書類）

第４１条　本会の事務所は、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

１、規約
２、会員名簿
３、役員名簿
４、認可及び登記に関する書類
５、総会及び役員会の議事録
６、収支に関する帳簿及び証拠書類
７、財産目録その他資産の状況を示す書類
８、その他必要な帳簿及び書類

（委　任）

第４２条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会を経て別に定める。

付　則

１．この規約は、平成１７年　　月　　日から施行する。

２．本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３．本会の設立初年度の会計年度は、第３７条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成１８年３月３１日までとする。

蔵田地区会臨時総会議事録（議事録抜粋）

１．臨時総会の日時　　平成１７年７月３日　午前１１時３０分

２．臨時総会の場所　　蔵田公民館

３．臨時総会の出席人数　会員３２名中２９名出席

午前１１時３０分、定足数に達したので、会長が開会を宣言した後、議長に[redacted]氏を選出する。

議長は直ちに議長席に着き、議事録署名者に[redacted]氏、[redacted]氏を指名し、議事に入る。

議案「地縁による団体の認可申請について」

議長は「地縁による団体の認可申請について」を上程し、執行部の説明を求める。

執行部書記より提案理由の説明を行った後、議長は質疑に入った。

議長は、質疑を終結し賛否を問うた結果、「地縁による団体の認可申請について」は満場一致をもって可決した。

議　　長　[redacted]

議事録署名者　[redacted]

議事録署名者　[redacted]

蔵田地区会構成員一覧表

班	氏　　名	住　　所	
えびす	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
前べら	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
後べら	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	山　本　　豊	北方町 辰６４６番地	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
奥畑	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	
	[redacted]	北方町 辰[redacted]	

保　有　財　産　目　録

平成１７年　７月１４日
団体の名称　蔵田地区会

１．不動産

（１）所有権を有する不動産

ア建物

名　　称	延床面積㎡	所　　在　　地
観音堂	19.08	北方町字西ノ原辰７５４
恵比寿社	6.58	北方町字恵比寿辰８０６－８

イ土地

地　　目	面　積㎡	所　　在　　地
宅　地	954	北方町字迫野窪辰７１１－３

２．不動産に関する権利等

（１）所有権以外の権限により保有している不動産

権　　限	不動産の種類	所　　在　　地

（２）地域的な共同活動を行うためのその資産

保有予定財産目録

平成１７年　７月１４日
団体の名称　蔵田地区会

１．不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
土　地	平成１７年８月	[redacted]	北方町尾崎辰 724-1
土　地	平成１７年８月	[redacted]	北方町尾崎辰 724
土　地	平成１７年８月	[redacted]	北方町尾崎辰 731
土　地	平成１７年８月	[redacted]	北方町尾崎辰 732
土　地	平成１７年８月	[redacted]	北方町尾崎辰 733-3
建　物	平成１７年１２月	新築	北方町字迫野窪辰711-3

２．不動産に関する権利等

資産の種類	権　　限	権限取得の予定時期

平成１７年度蔵田地区会事業計画書

年　月	事業及び行事内容	備　　考
平成１７年 ４　月	役員会 豊穣祭	
５　月	役員会	
６　月	地区内道路草切作業 有線放送施設管理 さのぼり	
７　月	公民館解体作業 公民館建設用地造成作業	
８　月	役員会 公民館用地造成作業	
９　月	公民館建設工事着工	
１０　月		
１１　月		
１２　月	役員会 公民館落成	
１８年 １　月	新年会 役員会	
２　月	役員会 恵比寿祭 観音祭	
３　月	役員会 総会	

平成17年度蔵田地区会収支予算書

1 収入の部

項　　目	本年度予算額	前年度決算額	備　　考
会　　費	155,000	145,000	5,000円×30戸　2,500円×2戸
繰 越 金	60,370	43,688	前年度繰越金
補 助 金	1	0	
使 用 料	1	2,500	公民館使用料
事業収入	1	30,000	
繰 入 金	1	1,843	特別会計からの繰入金
雑 収 入	626	1,528	
計	216,000	224,559	

2 支出の部

項　　目	本年度予算額	前年度決算額	備　　考
会 議 費	20,000	12,525	総会費、 役員会費
事 業 費	50,000	46,514	道路草切、さのぼり、 農道舗装、他
公 民 館 維　　持 管 理 費	83,000	82,150	電気料、 水道料 燃料費、 公民館建物共済掛金
事 務 費	2,000	0	
役員手当	23,000	23,000	会長16,000円、 会計7,000円
予 備 費	38,000	0	
計	216,000	164,189	

平成１７年度 役 員 名 簿

１．会　　長　　山　本　　豊

２．会長代理　[redacted]

３．書記会計　[redacted]

４．班　　長　[redacted]

５．監　　事　[redacted]

承　　諾　　書

地縁団体の認可申請について、その代表者となることを承諾いたします。

平成１７年　７月１４日

蔵田地区会長　　山　本　　豊

蔵田地区会長印